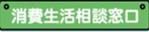


滋賀県消費生活センター50年のあゆみ

	センターおよび県消費者行政の動き	消費者問題や社会での出来事
1971年 (昭和46年)	県立消費生活センター設立	
1972年 (昭和47年)	各県事務所に消費生活相談員配置	全都道府県に消費生活センター設立 消防職員を騙る消火器販売被害多発
1973年 (昭和48年)	石油ショック、モノ不足による苦情多発	第一次石油危機「狂乱物価」トイレットペーパー、洗剤等の不足騒ぎ
1975年 (昭和50年)	消費者保護条例制定	
1976年 (昭和51年)		サラ金被害急増 訪問販売法制定
1977年 (昭和52年)	琵琶湖に赤潮大発生 せっけん運動始まる	
1979年 (昭和54年)	有リン洗剤の規制「琵琶湖条例」制定	
1980年 (昭和55年)	草津市に消費生活センター分室開設	
1983年 (昭和58年)	消費者サロン設置	サラ金被害多発 貸金業規制法制定
1985年 (昭和60年)	「豊田商事110番」設置(全国的) 新聞への記事掲載による啓発開始	豊田商事事件
1986年 (昭和61年)	全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET) 導入	
1988年 (昭和63年)		毎年5月「消費者月間」はじまる
1990年 (平成2年)	図書資料室整備 情報収集提供機能の拡充を図る	カラーテレビ発煙、発火事故多発
1991年 (平成3年)	消費者保護条例を消費生活条例と改称	牛肉、オレンジ自由化スタート
1992年 (平成4年)	多重債務の相談増加	多重債務が社会問題化
1995年 (平成7年)	SF商法による高齢者苦情増加 個人情報保護条例制定 製造物責任法施行に伴い、商品の品質・安全性にかかる相談が大幅に増加	阪神・淡路大震災 こんにやくゼリーの窒息による死亡事故
1996年 (平成8年)		欧州で狂牛病発生、消費者の不安解消策として輸入牛肉の原産国表示決める
1997年 (平成9年)		和牛オーナー商法被害多発
2000年 (平成12年)		訪問販売法→特定商取引法に名称変更 大手乳業メーカーの低脂肪乳による戦後最大の集団食中毒事件
2001年 (平成13年)		消費者契約法施行
2002年 (平成14年)	県内相談件数初めて10,000件を超える (うち県センター6,107件)	食品偽装事件多発
2003年 (平成15年)		オレオレ詐欺など架空・不当請求が多発 個人情報保護法制定 ヤミ金融対策法制定

	センターおよび県消費者行政の動き	消費者問題や社会での出来事
2004年 (平成16年)	草津駅前に分室移転、分室において土日相談開始	消費者基本法、特商法、割販法改正 振り込め詐欺被害多発
2005年 (平成17年)	くらしのかかわら版創刊	未公開株・オンラインゲームトラブル多発
2006年 (平成18年)	第1次消費者基本計画策定	ガス瞬間湯沸かし器死亡事故発覚
2007年 (平成19年)		大手外国語会話教室破綻 菓子、精肉、料亭などで食品偽装事件多発 改正消費者契約法施行 金融商品取引法、改正金融商品販売法施行
2008年 (平成20年)	消費生活センター分室を廃止し、本所に統合	中国産冷凍餃子による中毒事故発覚
2009年 (平成21年)	行政機関となり、名称を「滋賀県消費生活センター」に改称	消費者行政の司令塔「消費者庁」が発足 特商法、割販法の改正法が完全施行 指定商品・役務制の廃止を始め、大幅に規制を強化 劇場型勧誘による被害多発
2010年 (平成22年)	消費者ホットライン(ナビダイヤル)稼働	貸金業法、出資法、利息制限法の改正完全施行(総量規制の導入、グレーゾーン金利撤廃)
2011年 (平成23年)	県内の全市町に消費生活相談窓口開設 第2次消費者基本計画策定	東日本大震災発生、震災に便乗した商法続出
2012年 (平成24年)	高齢者の相談件数が、全相談件数の3割を超える	サクラサイト商法被害拡大 消費者教育推進法制定
2013年 (平成25年)		高齢者を狙った健康食品の送り付け商法が激増 ホテル、百貨店等での食品表示等の不正事案多発
2014年 (平成26年)		大手通信教育、雑誌等の出版会社で個人情報流出が発覚
2015年 (平成27年)	消費者ホットライン3桁化(188番) 第3次消費者基本計画策定	マイナンバー通知開始 便乗詐欺被害多発
2016年 (平成28年)		改正景品表示法施行、課徴金制度が導入 電力自由化に便乗した勧誘への相談多発
2017年 (平成29年)	インターネット相談受付開始 9月以降架空請求ハガキの相談急増	改正資金決済法施行、「仮想通貨」に関する新しい制度がスタート
2018年 (平成30年)	架空請求ハガキの相談がピーク	成年年齢を20歳から18歳へ引き下げる改正民法が成立
2019年 (令和元年)	定期購入トラブルが急増	
2020年 (令和2年)	新型コロナウイルス関連相談の急増 通信販売の相談増加	全世界で新型コロナウイルス感染症が流行 マスク・アルコール等コロナ関連商品入手困難 改正民法(債権関係)施行
2021年 (令和3年)	4月、開設50周年を迎える	

県内相談件数のピークは
平成16年度の35,262件でした。
(うち県センター17,674件)

